

トラック運送業の取引の適正化について

浸透策の強化

- **中央及び全都道府県**における運送事業者や荷主、関係省庁により構成される協議会の枠組みを活用しながら、**荷待ち件数が特に多い品目ごとのセミナーを実施するなど、個別課題にきめ細やかに対応し、取引の適正化に向けた浸透策を強化。**

荷主等により構成される会議体での課題検証

運送事業者や荷主、関係省庁（内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、中小企業庁、環境省）等により構成される「**トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会**」（中央協議会※）において、**取引適正化に向けた浸透策**等を検討。

- ※ 中央協議会の構成（抄）
- ・全ト協副会長
 - ・経団連、日商
 - ・学識経験者
 - ・経産省・農水省など関係局長

荷待ち件数の多い品目別の課題検証

- 全国の荷主や運送事業者向けに、取引適正化や「標準的な運賃」の普及に関するセミナー等を実施。
- 荷待ち件数が特に多い①加工食品、②建設資材、③紙・パルプに加え、④生鮮食品（生乳）、⑤飲料・酒について**取引環境と長時間労働の改善に向けて実証実験を実施。**
- 取引適正化に向けた取組みを行わない荷主に対しては、**貨物自動車運送事業法に基づく働きかけを実施。**
- 令和3年度以降もガイドラインに示した方向性に沿って**地域特有の課題解決に向けた検討の深度化**を図る予定。

取締権限の積極活用

- 事業法等（※）に基づく取締権限等を根拠に、**関係省庁と連携して不当・違法な取引に対する是正に向けた働きかけ、調査、指導、勧告等を実施**（勧告等まで至らなくても、個社に対して調査や指導を実施）するとともに、働きかけ等を行った事項について**改善報告を求め、改善内容の確認**を実施。

※ 貨物自動車運送事業法、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法 等

取引環境の適正化等に資するための予算（令和3年度予算案額：約90百万円）も活用しながら、トラック運送事業者に対する実態調査や、荷待ち件数の多い輸送品目別に課題の深度化などを実施する方針